

〈公売物件B〉

1 公売財産の表示 (公売物件)

(土地の表示)

- 1 所在 府中市高木町字中川原
地番 1145 番 3
地目 宅地 (残置物あり)
地籍 191.00 平方メートル

(建物の表示)

- 2 所在 府中市高木町字中川原 1145 番地 3
家屋番号 1145 番 3
種類 居宅 (残置物あり、軒の一部が隣地に越境)
構造 木造スレート・銅板葺平家建
床面積 69.14 平方メートル

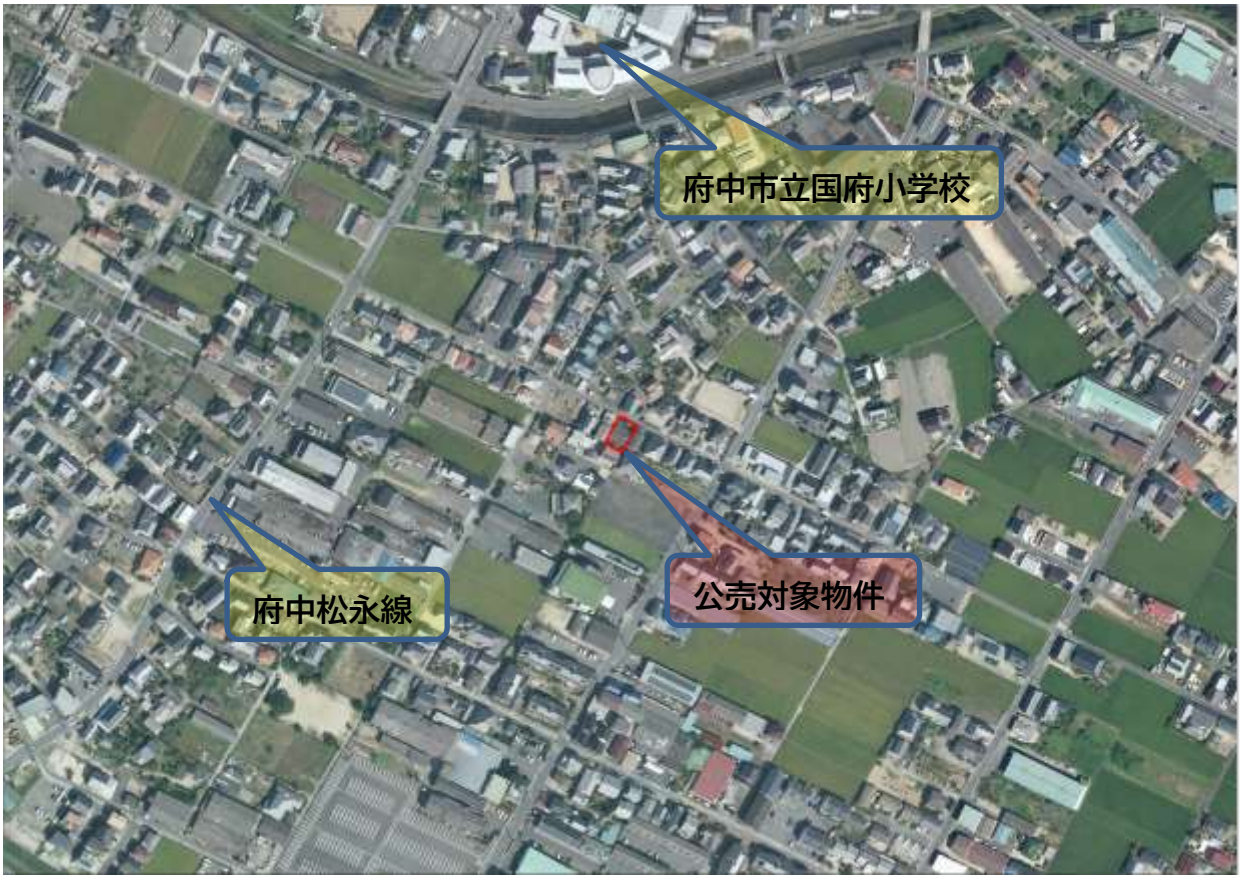
2 見積価額

2, 310, 000円

3 公売保証金

462, 000円

| | |
|--------|---|
| 留意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市は公売について瑕疵担保責任を負いません。 2 図面及び写真が現況と異なる場合は現況を優先します。 3 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 4 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 5 当市は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産等の処理は全て買受人の責任において行うこととなります。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合も含む）があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項に規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 |
| その他の事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 この公売広告に違反したものの、国税徴収法第 92 条に規定する者、第 108 条第 1 項及び同条第 5 項の規定に違反する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 ※国税徴収法第 99 条の 2 の規定により、入札時まで「暴力団員等に該当しないこと等の陳述書」の提出が必要です。 2 公売保証金の提供及び買受代金の納付は口座振込に限ります。公売保証金を納付される場合は、「公売保証金納付申込書兼公売保証金返還請求書兼口座振込依頼書」を府中市税務課に提出後、同依頼書に記載の口座に振り込みしてください。買受代金の納付については、入札後、最高価格申込者に振込口座をお知らせします。 3 入札手続きを代理人が行う場合には、委任状の提出が必要となります。 4 法人名で入札する場合には、入札書の提出を行う者が代表権限を有することを証する書面（商業登記簿謄本等）を提示してください。 5 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。 6 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。 7 入札価格を訂正したものは無効として取扱います。 8 見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。 9 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 10 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高価入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第 104 条の 2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。 11 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。 12 見積価格に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価格の変更は行いません。 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 14 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。 15 買受代金の納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。また、以後 2 年間、当市が実施するすべての公売（インターネット公売を含む）に参加できなくなります。 16 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書（登録免許税法第 23 条）を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。 17 買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、消失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。 18 上記 16 については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに売却決定の日時までに提出してください。 19 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、府中市税務課債権管理対策室収納係で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。 20 写真にて掲載しているとおり、当該不動産内には残置物（動産）があります。 21 府中市は、公売財産についての修補、損害賠償その他一切の責任を負いません。 |



北側道路より撮影



北側道路より撮影



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

北側道路より撮影 軒の一部が越境しております（写真赤丸部分）。



北側道路より撮影



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

玄関前敷地内



南側敷地内



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

東側敷地内



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

建物内部



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

建物内部



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

建物内部



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

建物内部



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

建物内部



公売財産の位置を示す枠線等は目安であり、境界ではありません。
内部・残置物の写真については、抜粋して掲載しております。
公売財産は、写真によらず現況有姿での引渡しとなります。

